事　務　連　絡
令和７年10月24日

都道府県
各　指定都市　障害保健福祉・児童福祉主管課　御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室
こ ど も 家 庭 庁 支 援 局 障 害 児 支 援 課

障害者総合支援法における補装具費支給制度の支給事務について

平素より、障害福祉行政に御尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

障害者総合支援法における補装具費支給制度について、令和７年度における完成用部品の指定においては、補装具評価検討会における議論を踏まえ明確化した完成用部品の定義や、指定に当たっての留意事項に沿った審査を行った結果、過去に完成用部品として指定されていたが、現在は指定されていない部品（以下「旧完成用部品」という。）が存在します。

一方で、旧完成用部品を使用した補装具を一律に支給対象外として取り扱うことは適切ではなく、例えば、使用者本人の障害の現症や生活環境等を勘案した上で、「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年９月29日厚生労働省告示第528号）」別表に定める製作要素や現在指定されている完成用部品では代用できない等、旧完成用部品の使用が真に必要な場合には、特例補装具又は一部特例（以下「特例補装具等」という。）として支給することも可能としております。

特例補装具等の運用については、問題ないとの声がある一方で、旧完成用部品を使用する補装具の購入に係る申請や旧完成用部品の修理に係る申請を市区町村が拒むという事例や、本来であれば市区町村が判定業務の過程で確認すべき事実について、申請者に対して書面により証明することを求めている事例の報告もあり、そのような取扱いは支給事務手続きの開始を遅らせる要因となっていることから改善を図ることが必要です。

そのため、実施主体である市区町村においては、申請者が旧完成用部品の使用を希望する場合には、申請者の意向を十分に確認するとともに申請の受付を拒まず速やかに特例補装具等の判定事務を開始すること、また、申請の際に申

請者に対して提出を求める医師の意見書や診断書等の添付書類についても、公簿や身体障害者手帳等により証明すべき事項を確認することができる場合には、添付書類の提出を省略することが可能とされている仕組みを活用する等、厚生労働省令（※）に定める以上の書類提出を求めないといった迅速かつ適切な支給事務を行うことが必要です。

各都道府県におかれましては、このようにして迅速かつ適切な支給事務が徹底されるよう、本事務連絡の内容について御了知いただくとともに、管内の市区町村及び身体障害者更生相談所に御周知いただきますようお願いいたします。

（※）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号）（抄）

（補装具費の支給の申請）

第 65 条の７　法第 76 条第１項の規定に基づき補装具費の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、補装具の購入等（法第 76 条第１項に規定する購入等をいう。以下同じ。）を行おうとするときには、市町村に対し、あらかじめ、第１号から第５号までに掲げる事項を記載した申請書及び第６号から第８号までに掲げる添付書類を提出し、補装具の購入等が完了した後に第９号及び第 10 号に掲げる書類を市町村に提出しなければならない。ただし、市町村は、当該添付書類により証明すべき事項を公簿等によって確認することができるときは、当該添付書類を、身体障害者福祉法第 15 条第４項の規定に基づき交付を受けた身体障害者手帳によって当該申請に係る障害者等が補装具の購入等を必要とする者であることを確認することができるときは、第６号に掲げる添付書類を、それぞれ省略させることができる。

一　当該申請を行う障害者又は障害児の保護者の氏名、居住地、生年月日、個人番号及び連絡先

二　当該申請に係る障害者等が障害児である場合においては、当該障害児の氏名、生年月日、個人番号及び当該障害児の保護者との続柄

三　当該申請に係る補装具の種目、名称、製造事業者名及び販売事業者名、貸付け事業者名又は修理事業者名

四　身体障害者福祉法第 15 条第４項の規定に基づき交付を受けた身体障害者手帳を所持している当該申請に係る障害者等にあっては、その番号

五　当該申請に係る障害者等又はその属する世帯の他の世帯員のうち令第 43 条の２第１項に規定する者の所得が同条第２項の基準未満であることその他所得の状況に関する事項

六　医師の意見書又は診断書

七　第５号の事項を証する書類その他負担上限月額の算定のために必要な事項に関する書類

八　当該申請に係る補装具の購入等に要する費用の見積り

九　当該申請に係る補装具の購入等に要した費用に係る領収証

十　当該申請に係る補装具の購入等の完了後の当該申請に係る障害者等の身体への適合の状態を確認できる書類等

2　前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情がある場合には、補装具の購入等が完了した後に、同項第１号から第５号までに掲げる事項を記載した申請書並びに同項第６号及び第７号に掲げる添付書類を提出することができる。

【担当】
厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部
企画課 自立支援振興室 障害者支援機器係
連絡先：hosougu@mhlw.go.jp